

長期使用構造等の確認業務料金表

公益財団法人 東京都防災・建築まちづくりセンター
2022.11.15

別表 2

ケ) 長期使用構造等確認の申請料金

【戸建住宅】 49,500 円 (税込の金額です。)

【共同住宅】 (戸建て以外のもの) : 基本料金+戸当り料金×戸数 (単位: 円、税込の金額です。)

	規模	一般	住宅型式性能認定・型式住宅部分等製造者認証
基本 料 金	500 m ² 未満	48,510	46,090
	500 m ² 以上 1,000 m ² 未満	76,780	72,820
	1,000 m ² 以上 2,000 m ² 未満	108,130	102,520
	2,000 m ² 以上 4,000 m ² 未満	145,200	137,280
	4,000 m ² 以上 6,000 m ² 未満	158,400	149,490
	6,000 m ² 以上 8,000 m ² 未満	171,600	161,920
	8,000 m ² 以上 10,000 m ² 未満	186,450	176,110
	10,000 m ² 以上 20,000 m ² 未満	325,050	307,120
	20,000 m ² 以上 50,000 m ² 未満	417,450	394,240
	50,000 m ² 以上	592,350	559,570
戸 当 り 料 金	500 m ² 未満	11,550	10,890
	500 m ² 以上 1,000 m ² 未満	11,550	10,890
	1,000 m ² 以上 10,000 m ² 未満	10,780	10,120
	10,000 m ² 以上 50,000 m ² 未満	8,250	7,590
	50,000 m ² 以上	7,480	6,820

長期使用構造等確認の変更を申請する場合で、直前の長期使用構造等確認をセンターから受けている場合には、戸建住宅は16,500円(税込金額)とする。共同住宅は、住戸部分のみの変更の場合は戸当り料金の1/2の額とし、住棟部分の変更も伴う場合は、基本料金の1/2の額を加算した額とする。それ以外の場合は上記の料金とする。

コ) 住宅性能評価の申請と併せて行う長期使用構造等確認の申請をした場合の加算額

【戸建住宅】 5,500 円 (税込の金額です。)

【共同住宅】 (戸建て以外のもの) : 基本料金+戸当り料金×戸数 (単位: 円、税込の金額です。)

	規模	一般	住宅型式性能認定・型式住宅部分等製造者認証
基本 料 金	500 m ² 未満	47,080	42,350
	500 m ² 以上 1,000 m ² 未満	47,080	42,350
	1,000 m ² 以上 4,000 m ² 未満	62,700	56,430
	4,000 m ² 以上 50,000 m ² 未満	78,430	70,510
	50,000 m ² 以上	94,050	84,700
戸当り料金		1,650	

長期使用構造等確認の変更を申請する場合で、直前の長期使用構造等確認をセンターから受けている場合には、戸建住宅は3,300円(税込金額)とする。共同住宅は、住戸部分のみの変更の場合は3,300円/戸(税込金額)とし、住棟部分の変更も伴う場合は、基本料金の1/2の額を加算した額とする。それ以外の場合は上記の料金とする。

サ) 長期使用構造等に係る軽微変更該当証明の料金

直前の長期使用構造等確認をセンターから受けている場合には、戸建住宅、共同住宅ともに2,200円/戸(税込金額)とする。それ以外の場合は別途見積りによる。

別表 3

評価金額等の減額又は減額率については以下のとおりとする。なお、該当する項目が複数ある場合は、合計することができる。ただし、最大50%の減額を限度とする。

要件	設計住宅 性能評価	建設住宅 性能評価	長期使用構 造等確認(単 願申請)
(1) 住宅型式性能認定を受けた型式に適合する住宅の部分を含む住宅に係る住宅性能評価の申請を行うとき。ただし、その申請において住宅型式性能認定書の写し（当センターが当該認定書の写しを有しており、評価の業務の公正かつ適確な実施に支障がないと認めた場合は不要。）が添えられている場合に限る。	別表2のイ) 又はウ) のと おり	別表2のイ) 又はウ) のと おり	—
(2) 住宅である認証型式住宅部分等又は住宅の部分である認証型式住宅部分等を含む住宅に係る住宅性能評価の申請を行うとき。ただし、その申請において型式住宅部分等製造者等認証書の写し（当センターが当該認証書の写しを有しており、評価の業務の公正かつ適確な実施に支障がないと認めた場合は不要。）が添えられている場合に限る。	別表2のエ) 又はオ) のと おり	別表2のエ) 又はオ) のと おり	—
(3) 設計住宅性能評価又は長期使用構造等確認の申請とともに、建築基準法第6条の2第1項の確認の申請を行うとき。	別表2のカ) のとおり	—	別表2のカ) のとおり
(4) 建設住宅性能評価の申請とともに、建築基準法第7条の2第1項の検査及び同法第7条の4第1項の検査の申請を行うとき。	—	別表2のカ) のとおり	—
(5) 建設住宅性能評価の申請とともに、鉄筋コンクリート用棒鋼引張試験やコンクリート圧縮強度試験等をセンターの建築材料試験所で行うとき。	—	10%	—
(6) センターの理事長が定める期間内に、センターが定める回数以上の住宅性能評価又は長期使用構造等確認の申請を行ったとき。	5%	5%	5%
(7) 共同住宅等で同タイプの住戸が多い場合等、住宅性能評価又は長期使用構造等確認	10%	10%	10%

を効率的に実施できるとセンターが判断したとき。				
(8) 共同住宅等で、住戸数が一定規模以上の住宅性能評価又は長期使用構造等確認の申請を行ったとき。	50戸以上150戸未満	10%	10%	10%
	150戸以上300戸未満	20%	20%	20%
	300戸以上	30%	30%	30%
(9) あらかじめセンターが定める日又は期間内に住宅性能評価又は長期使用構造等確認の申請を行ったとき。		5%	5%	5%
(10) 一団の住宅の開発等において、現場検査のための移動回数の合理化が図れるよう、まとまった戸数の建設住宅性能評価の申請を同時に受けたとき。		—	10%	—
(11) 地方公共団体等が行う制度の要件として、住宅性能評価又は長期使用構造等確認の申請を行うとき。		10%	10%	10%